

特定健康診査・特定保健事業実施計画(詳細)

経済産業関係法人健康保険組合

平成 20 年 3 月

第1 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下「高齢者医療法」という。)に基づいて、保険者は40歳以上74歳の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査(以下「特定健診」という。))及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することが義務化された。

本計画は、当組合の特定健診及び特定保健指導(以下「特定健診等」という。)の実施に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者医療法第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査・特定保健指導実施計画(以下「特定健診等実施計画」という。)を定めることとする。

第2 経済産業関係法人健康保険組合の現状

当健康保険組合(以下「当組合」という。)は、経済と産業に関連のある独立行政法人等並びにその支部事業所及び関連団体で構成している。

平成19年3月末の事業所数は18で、その内訳は11の独立行政法人等並びにその支部及び関連団体7となっている。都道府県別の所在状況は、東京都13事業所、神奈川県4事業所、千葉県1事業所となっている。

これらの事業所の支部等出先機関は全国に点在している。しかし、国内の被保険者の約8割の勤務先が首都圏に集中している。(内訳：東京都54%、神奈川県19%、千葉県7%、その他20%)

1. 被保険者

平成19年3月末現在男4,773人、女1,632人合計6,405人で、年間の増減は、840人増、650人減となっている。平均年齢は男45.4歳、女38.1歳、合計43.6歳。

2. 被扶養者

男2,337人、女5,398人合計7,735人で、平均年齢は男15.0歳、女34.9歳、合計28.9歳。年間の増減は、1,020人増、1,015人減となっている。

3. 40歳以上74歳の人数

被保険者3,724人、被扶養者2,326人、合計6,050人。

4. 海外赴任状況

特定健診等の対象者から除外される40歳以上74歳までの海外赴任の被保険者は427人、その被扶養者は149人で、合計576人となっている。

5. 独立行政法人等別の加入者及び定期健診等実績の状況は次のとなっている。また独立行政法人等の出先機関等は全国に分散している。

法人の別	本部+出先機関等数	被保険者数	被扶養者数	合計	40歳以上74歳の定期健診及び人間ドック実績実績数(注2)		
		下段は特定健診対象者数(注1)			被保険者	被扶養者	合計
日本貿易振興機構	39	1,153 387	1,269 256	2,422 643	352	101	453
国際協力機構	38	1,704 633	2,140 483	3,844 1,116	456	212	668
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	28	478 293	642 193	1,120 486	243	84	327
中小企業基盤整備機構	56	831 531	1,121 354	1,952 885	482	154	636
新エネルギー・産業技術総合開発機構	67	642 336	679 213	1,321 549	287	67	354
日本アルコール産業株式会社	6	182 133	364 85	546 218	132	16	148
国民生活センター	2	119 67	78 23	197 90	67	9	76
国際交流基金	4	351 150	283 53	634 203	141	24	165
環境再生保全機構	2	152 90	148 49	300 139	84	13	97
日本環境安全事業株式会社	8	110 82	160 58	270 140	38	24	62
原子力安全基盤機構	3	385 334	554 247	939 581	327	89	416
任意継続被保険者・その他	0	298 261	297 163	595 424	196	87	283
合計	253	6,405 3,297	7,735 2,177	14,140 5,474	2,805	880	3,685

※「定期健診」とは、労働安全衛生法に定める定期健康診断をいう。以下同じ。

※ 上記は、平成19年3月末の数値(一部推計値)。

※「本部+出先機関等数」は、適用事業所となっていない出先機関や出向先も含む。

※ 注1の数値は、それぞれ40歳～74歳の人数から事業所アンケートによる海外赴任者数を差し引いた数値。

※ 注2の「被保険者」の数値は、「特定健診等を実施に係るアンケート」の定期健診等の実績値からの推計。「被扶養者」の数値は、H18年度の間ドックの実績数値。

【推計値 = 事業所アンケートの定期健診等実施率×当該事業所特定健診対象被保険者数】

第3 特定健診等の実施に関する基本的な事項

1. 特定健診等の基本的考え方

- (1) 高齢化が急速に進展する中、国民医療費の3分の1、死亡率では6割が糖尿病をはじめとする生活習慣病で占められている。
- (2) 近年、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念が、日本内科学系8学会から示された。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防が可能であり、発症した後でも血糖や血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。
- (3) この特定健診等を実施することにより、生活習慣病予備軍等を減少させ、将来の高齢者の医療費の抑制に寄与することを目的とする。
- (4) 当組合は、関連する各法令等に基づき特定健診等を実施するとともに、国が示す特定健診実施率等の目標値の達成に努めることとする。

2. 特定健診等の実施に係る留意事項

上記のとおり、各独立行政法人等の出先機関は全国に分布し、また海外在住者数も少なくないことから、被保険者や被扶養者の出入りの多い状況等を総合的に勘案し、現在行なわれている定期健診や人間ドックの結果データを次のとおり有効に活用することで、特定健診等の実施率の向

上に努めることとする。

- (1) 被保険者は、定期健診(人間ドックを定期健診としている場合を含む)の結果データを事業所が提出することで、特定健診を実施したとみなすことになる。
- (2) 被扶養者及び任意継続被保険者の特定健診については、人間ドックに含めて実施するもののほか、個別契約または集合契約による特定健診の実施を今後検討する。
- (3) 特定保健指導は、当組合が外部委託により、平成 21 年度から実施する。

3. 事業所で行なう定期健診及び保健指導との関係

事業所で定期健診を実施した場合、当組合はそのデータのうち、特定健診に該当する年齢の特定健診に係るデータを事業所から受領(原則として国が示す標準的なファイル仕様により作成されたデータを記録した電子媒体)する。定期健診費用は事業主が負担する。

特定保健指導の対象となった者の特定保健指導は別に定める方法により平成 21 年度から当組合が行なう。ただし、特定健診実施に際しては、事業所に対して会場の提供及び就業時間内での保健指導への対応について協力を要請することもある。その他具体的な対応等は今後検討する。

I. 達成目標

1. 特定健診の実施に係る目標

平成 24 年度における特定健診の実施率を 76.9%とする。この目標を達成するために、平成 20 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

※参酌標準 76.8%の算出は次のとおり。

$$0.85 - 0.2 \times ((\text{被扶養者数 } 2,082 \text{ 人} + \text{任継被保険者数 } 205 \text{ 人}) \div 40 \text{ 歳以上加入者数 } 5,574 \text{ 人})$$

(1) 目標実施率 (%)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	国の参酌標準
①被保険者	85.2	86.4	87.6	88.8	90.0	—
②被扶養者	40.4	44.1	47.8	51.5	55.0	—
③被保険者+被扶養者	67.3	69.6	72.1	74.7	76.9	76.8

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成 24 年度における特定保健指導の実施率 45.0%とする。

この目標を達成するために、平成 20 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

(1) 目標実施率

(被保険者+被扶養者) (人)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	国の参酌標準
①特定健診等目標実施数	3,624	3,784	3,949	4,111	4,288	—
②特定保健指導対象者数	903	942	983	1,024	1,068	—
③目標実施率 (%)	9	18	27	36	45	45.0
④実施者数	82	169	266	368	481	—

※特定保健指導は、外部業者へ委託する。

※特定健診等目標実施数とは、特定健診及び特定健診とみなすものの合計をいう。

3. 特定健診等の実施の成果に係る目標

平成 24 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 10%以上とする。

II. 特定健診等の対象者数

1. 対象者数

(1) 特定健診

① 被保険者

(人)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
㊦対象者数	3,232	3,280	3,345	3,419	3,492
㊧定期健診等実施見込数	2,754	2,834	2,930	3,036	3,143
㊨特定健診等目標実施数	2,754	2,834	2,930	3,036	3,143
㊩目標実施率(%)・㊩÷㊦)	85.2	86.4	87.6	88.8	90.0

※㊧定期健診等には人間ドックを実施する者を含む。

② 被扶養者

(人)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
㊦対象者数	2,154	2,154	2,131	2,088	2,082
㊧人間ドック実施見込数	870	950	1,019	1,075	1,145
㊨特定健診実施見込数	0	0	0	0	0
㊩特定健診等目標実施数(㊧+㊨)	870	950	1,019	1,075	1,145
㊪目標実施率(%)・㊩÷㊦)	40.4	44.1	47.8	51.5	55.0

※人間ドックには特定健診の内容を含むものの数。

③ 被保険者+被扶養者

(人)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
㊦対象者数	5,386	5,434	5,476	5,507	5,574
㊧定期健診等実施見込数	3,624	3,784	3,949	4,111	4,288
㊨特定健診実施見込数	0	0	0	0	0
㊩特定健診等目標実施数(㊧+㊨)	3,624	3,784	3,949	4,111	4,288
㊪目標実施率(%)・㊩÷㊦)	67.3	69.6	72.1	74.7	76.9

※㊧定期健診等には人間ドックを実施する者を含む。

(2) 特定保健指導の対象者数

① 被保険者+被扶養者

(人)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
㊦特定健診等目標実施数	3,624	3,784	3,949	4,111	4,288
㊧動機付け支援対象者数	486	507	529	551	575
目標実施率(%)	9	18	27	36	45
実施者見込数	44	91	143	198	259
㊨積極的支援対象者数	417	435	454	473	493
目標実施率(%)	9	18	27	36	45
実施者見込数	38	78	123	170	222
㊩保健指導対象者数計	903	942	983	1,024	1,068
目標実施率(%)	9	18	27	36	45
実施者数(合計)	82	169	266	368	481

※各特定保健指導対象者数は厚生労働省が示した「特定保健指導の対象者の発生率(全国)」による推計。

Ⅲ. 特定健診等の実施方法

1. 特定健診

- (1) 被保険者は事業所で行なう定期健診及び人間ドックの結果データを利用する。
- (2) 被扶養者(任意継続被保険者を含む)は人間ドックの結果データを利用する。
人間ドックを希望しない被扶養者に対しては個別契約または集合契約による特定健診実施機関での利用も別途検討する。

2. 特定保健指導

- (1) 個別契約または集合契約により、全国での利用が可能になるよう今後措置する。
- (2) 特定保健指導は平成 21 年度から実施することとする。
- (3) ただし、平成 20 年度は、テストケースとして 1 部の者を対象に実施。

3. 特定健診実施項目

特定健診の実施項目並びに定期健診の結果データとして当組合へ提出される項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第 2 編第 2 章に記載されている健診項目とする。

4. 周知・案内方法

周知は、当組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

5. その他

- (1) 人間ドック及び特定健診の取扱い等については別に定める。
- (2) 提出する結果データは、原則として国が示す標準的なファイル仕様による電子データとする。
- (3) 保管年数は当組合が実施した分も含め、5 年とする。

Ⅳ 個人情報の保護

当組合は、法令及び当組合の個人情報保護管理規程を遵守する。

当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合保健事業課の職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

Ⅴ 特定健診等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当組合のホームページに掲載する。

Ⅵ 特定健診等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年度担当者会議等において見直しを検討する。

また、見直しの検討結果を踏まえて、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

Ⅶ その他

1. 当組合の職員で特定健診等を担当する者については、事業運営のための研修等に随時参加させる。
2. 当組合は、定期健診及び人間ドックの利用者の特定健診としての結果データの提出促進に努める。